

こども施策に関する実態調査事業委託要項

1 事業名

こども施策に関する実態調査事業委託業務

2 事業の目的

徳島県におけるこども施策の推進に当たっての課題や施策の方向性を検討するため、地域の実情や少子化に関する県民の意識、こどもと保護者の生活状況を把握する実態調査を行う。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

4 委託手続

- (1) 本事業の委託を受けようとする者は、事業計画書（別紙様式1）等を徳島県に提出すること。
- (2) 徳島県は、上記(1)により提出された事業計画書等の内容を審査し、適切であると認めた場合、委託する者を決定し、当該者と委託契約を締結する。

5 委託業務項目

本事業を受託した者（以下、「受託者」という。）は、以下の項目について実施するものとする。

- (1) 調査対象者の抽出
- (2) 設問の設定
- (3) 調査票等の印刷
- (4) 調査票の発送
- (5) 調査票の回収
- (6) 回収した調査票のデータ集計等
- (7) 分析報告書及び調査結果概要版の作成

6 調査方法

調査票によるアンケート調査（郵送法等）

7 委託業務の内容

(1) 調査対象者の抽出

① 調査対象者

ア 徳島県内在住の独身者（18歳～49歳の男女）

イ 徳島県内在住の夫婦（妻の年齢が49歳以下の夫婦）

ア、イ合計1,500人(組)

ウ 徳島県内在住の小学5年生及び保護者 600世帯

エ 徳島県内在住の中学2年生及び保護者 600世帯

② 対象者抽出方法

上記(1)①ア及びイについては、実施団体で抽出し、実施団体において送付、回収する。

上記(1)①ウ及びエについては、徳島県で抽出し、実施団体において送付、徳島県が回収する。

(2)設問の設定

①(1)①アの調査対象者については、徳島県が実施した前回調査(平成29年度実施)の調査項目の一部を継承しながら、有効な回答を導き出せる設問を設定すること。

②(1)①ウ及びエの調査対象者については、内閣府が実施した「令和2年度 子供の生活状況調査」の調査項目の一部を継承しながら、国の調査結果との比較分析を行うこと。

③設問の設定に当たっては、県こどもまんなか政策課と十分に協議すること。

(3)調査票等の印刷

本調査に係る次の用品を印刷する。

①調査票

(1)①ア及びイの調査対象者 計1,500部
(設問数各30問程度、16ページ程度)

(1)①ウの調査対象者 600部(設問数30問程度、16ページ程度)

(1)①エの調査対象者 600部(設問数30問程度、16ページ程度)

A4版、両面1色刷り(黒)、ホチキス綴じ可

②往信用封筒作成(1,500枚)

角2型茶封筒、文字等1色刷り(黒)

③返信用封筒作成(1,500枚)

長3型茶封筒、文字等1色刷り(黒)

(4)調査票の発送

(3)で印刷した調査票等を調査対象者に発送する。

なお、発送費用(宛名書き含む)は受託者が負担する。

(5)調査票の回収

目標回収数は次のとおりとする。

・上記(1)①ア及びイの調査対象者 各200件程度

・上記(1)①ウ及びエの調査対象者 各500件程度

目標回収数に達しないことが見込まれる場合は、適宜県と協議を行うこと。

また、上記(1)①ア及びイの調査対象者に係る返信は料金受取人払い(返信先は受託者あて)とし、これに要する費用(郵送料)は受託者が負担する。

(6)回収した調査票のデータ集計等

①回答内容に従って単純計算、クロス集計をし、統計表を作成する。

(中間報告として令和6年1月15日までに報告)

②調査結果の分析

③前回調査結果等との比較

(7)分析報告書及び調査結果概要版の作成

①分析報告書及び調査結果概要版の原稿を作成すること。

②分析報告書及び調査結果概要版の原稿作成にあたっては、徳島県と調整を図ること。

③分析報告書及び調査結果概要版は、印刷物及びCD-R (Word 又は Excel で作成したデータ) で提出すること。

8 対象経費

(1)経費の内容

本事業の経費は次のとおりとし、事業を実施するために必要な経費とする。

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消費税相当額

(2)経費の具体例

科目	経費の具体例
賃金	事業を実施する上で必要な実施団体職員の賃金 データ入力作業を行ったアルバイト賃金 など
報償費	データ分析を行った専門家に対する謝金 など
旅費	データ分析専門家などに支払う交通費 事業を実施する上で必要な実施団体職員の交通費 など
需用費	消耗品費 (文房具類購入 など) 印刷製本費 (アンケート用紙印刷費、アンケート送付・返信用封筒印刷費、報告書印刷費、コピー代 など)
役務費	通信運搬費 (郵送料、電話代 など)
委託料	データ入力等を専門業者に委託する費用
使用料及び賃借料	機材のリース料 など
消費税相当額	消費税及び地方消費税相当額

(注) 1 対象経費は、事業実施のために直接必要な経費に限る。

2 備品購入は不可であり、原則、リース対応とすること。

9 成果品等

事業の成果品として、次の物品を提出する。

なお、成果品に係る一切の著作権は、徳島県に無償で譲渡する。

成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は実施団体が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。

(1)成果品

- | | |
|--|----|
| ①分析報告書（印刷したもの。） | 2部 |
| ②分析報告書の電子データファイル（CD-R） | 1部 |
| ③調査結果概要版
（印刷したもの。調査結果の概要をA4版20ページ程度にまとめたもの） | 2部 |
| ④調査結果概要版の電子データファイル（CD-R） | 1部 |
- (2)その他の提出物（全て電子データファイル（CD-R）で提出）
- | | |
|-------|----|
| ①調査票 | 1部 |
| ①回答内容 | 1部 |

10 事業完了の報告

受託者は、本事業が完了したときは、委託事業完了報告書（別紙様式2）及び支出を証する書類の写を完了した日から10日を経過した日、又は当該年度末日のいずれか早い日までに、徳島県に提出しなければならない。

11 委託費の額の確定

徳島県は、上記10により提出された委託事業完了報告書について、審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託者へ通知するものとする。

12 全体スケジュール

- | | |
|-----------------|---------|
| (1)調査票の精査及び印刷 | 令和5年10月 |
| (2)調査実施 | 令和5年11月 |
| (3)調査とりまとめ | 令和6年1月 |
| (4)調査結果の中間とりまとめ | 令和6年1月 |
| (5)分析報告書等納品 | 令和6年3月 |

13 その他

- (1)徳島県は、受託者による事業の実施が当該調査の目的に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2)徳島県は、委託事業の実施に当たり、受託者の求めに応じて必要な指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3)徳島県は、必要に応じ、本委託事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。また、受託者は、徳島県の求めがあった場合は、本業務に関して必要な書類を提出しなければならない。
- (4)受託者は、委託事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5)この仕様書に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別に定める。